

【決議】日本政府は直ちに「核兵器禁止条約」の署名・批准を行うよう強く要求する

今年は、21万人の尊い命を奪った、広島、長崎への原爆投下から75年になる。ビキニ環礁での米国の水爆実験で、第五福竜丸をはじめとする1400隻以上の漁船が放射性物質により被ばくし、多くの犠牲者をだしてから66年になる。それ以降、日本の被爆者団体をはじめ、世界の多くの団体・個人が核兵器のもたらす悲惨な状況を世界に訴え続けてきた。その粘り強い運動は、2017年7月7日、国連で122か国・地域の賛成多数で、核兵器禁止条約が採択されるという歴史的成果を生み出した。

しかし、日本政府は核兵器禁止条約に反対している。去る8月の広島と長崎での平和記念式典では、両市長が声をそろえて核兵器禁止条約への参加を訴えても、安倍首相（当時）は、核保有国や「核の傘」依存国、核兵器禁止条約の賛成・署名・批准国など「立場の異なる国々の橋渡しに努める」と述べ、「核兵器禁止条約」に言及さえしなかった。しかし、安倍首相は在任中、米国の「核の傘」を積極的に肯定し、核兵器保有国にその廃絶を迫ることは一度もなかった。核兵器保有国に自主的な軍縮・廃絶を行えないことは、2000年・2010年NPT再検討会議の国際約束である「核兵器廃絶の明確な約束」を核兵器国が反故にしたことから明らかである。核兵器保有国に「橋渡しにつとめる」と言うのは、核兵器への批判を弱め、核兵器の違法化を遅らせ、核兵器保有国を助ける時間稼ぎにほかならない。

現在、核兵器保有国は軒並み核兵器の近代化に乗りだしている。2020年1月現在、世界の核兵器の数は13400発にもなり、そのうち3720発が配備されている。米国をはじめ核兵器保有国は、実戦における核兵器使用計画を持ち続けているし、サイバー攻撃やヒューマンエラーで核兵器が発射される可能性は常にある。実際に、復帰前の米軍那覇基地で核弾頭を実装したミサイルが誤発射される事件が起こっている。今「世界終末時計」は冷戦期をふくめて最も短い100秒を指しているが、この現実の脅威を日本政府が助長していることを、私たちは厳しく指摘する。

核兵器禁止条約は批准国が50ヶ国に達した90日後に発効する。現在の署名国は84ヶ国、批准国は45ヶ国に達しており、発効間近の段階である。まさに核兵器禁止の動きは世界的な広がりをもって進んでいる。唯一の戦争被爆国である日本が核兵器廃絶を主張することは、世界に対して説得力をもつものである。また、日本はアジア太平洋戦争を通じて2千万人ともいわれるアジア人の尊い命を奪い、そして310万人の日本人の尊い命を犠牲にした。その反省の上に、戦争の放棄を明記した日本国憲法を成立させた。日本政府が憲法前文・9条にしたがって、大量殺戮を可能にする核兵器の製造・貯蔵・使用を無くす核兵器禁止条約に署名し、国会に批准を求めることは、主権者国民と侵略を受けた人びとへの責任として当然である。このように、日本が核兵器禁止条約に署名し批准してこそ、国際的影響を発揮できるのである。

いま、新興感染症や、気候危機による災害・飢餓が現実の脅威となり、世界各国が協力して対応することが求められている。貴重な資源・国家予算を投じて核兵器を開発・製造・配備し、軍事対立を深めることをやめてこそ、真の「安全保障」を実現することができるのである。核兵器禁止条約はそれを促進する。

核兵器禁止条約はまた、被爆者の認定行政にも重要な変化を及ぼすだろう。これまで、日本政府は原爆投下時に「黒い雨」が降ったとされた地域の一部のみを被爆者援護法の対象地域に指定し、域外の被爆者を排除してきた。2020年7月29日広島地裁は、対象地域外で黒い雨を浴び健康被害を受けたと主張する原告全員の被爆者健康手帳の交付を命じる画期的判決を出したが、国はこれに従わず控訴した。また、ビキニ環礁における米国の水爆実験で被ばくした元漁船員らの健康被害に対する救済措置についても、第五福竜丸以外の多数の漁船の元乗組員の訴えを、日本政府は拒み続け、実態調査さえ行おうとしない。このような日本政府の無法な姿勢は直ちに改められるべきである。だが、核兵器禁止条約第6条1項には「核兵器の使用又は実験によって影響を受けた自国の管轄下にある個人」への適切で多面的な支援の義務を明記しているので、本条約批准国では、被爆者が放置されることはないのである。

私たちは以上の理由で、日本政府が核兵器禁止条約に直ちに署名し、国会が批准するよう強く求める。

2020年9月27日 日本科学者会議第51回定期大会